

## 第5章 評価及び進行管理

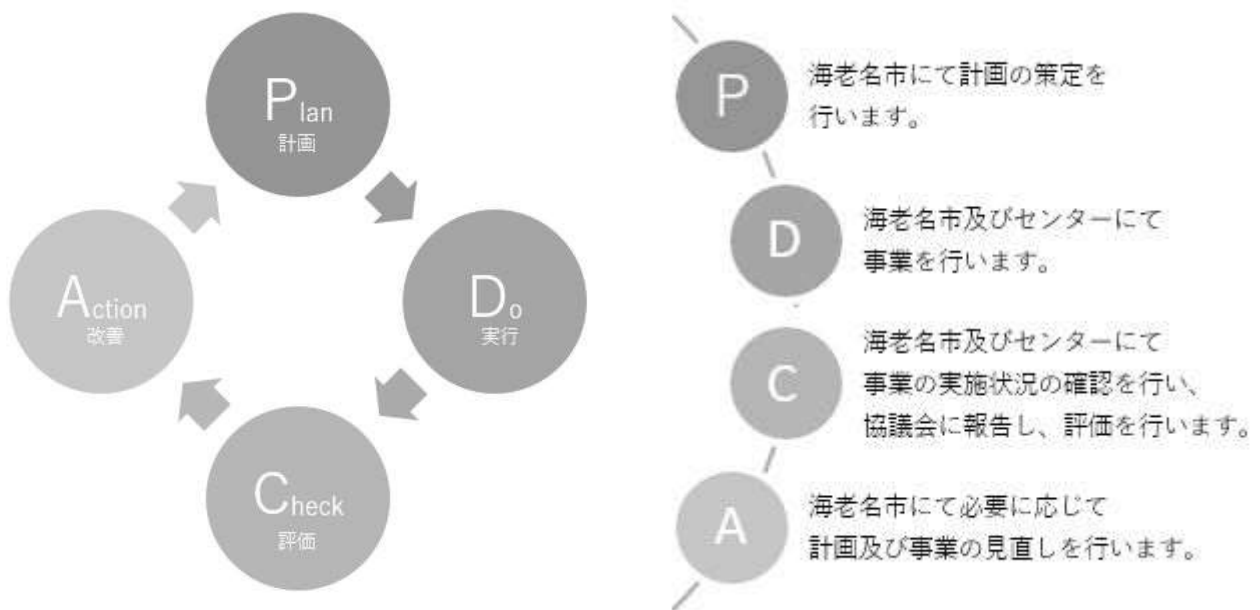
### 1 計画の評価及び進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、P D C Aサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

本計画の評価は、第4章の各事業に記載した事業内容及び事業の方向性に基づいて、本市の関係各課及びセンターにて事業の実施状況及びその達成状況を確認しながら行います。

また、本計画の評価及び進行管理を行う上で、定期的に協議会に計画の進捗状況等についての報告を行い、協議会において施策全体の進捗の包括的な点検及び評価を行います。評価や意見等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画及び事業の見直し等を行います。

【P D C Aサイクルイメージ図】



【施策における具体的な評価項目】		令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>施策1 中核機関の設置</b>				
①広報機能				
①-1	パンフレットの配布	300部	300部	300部
①-2	市民向け講演会の開催	80名	80名	80名
①-3	関係団体との情報共有会議の開催	4回	4回	4回
②相談機能				
②-1	市民からの相談受付	100件	110件	120件
②-2	関係機関からの相談受付	80件	90件	100件
②-3	専門職等による相談受付	20件	25件	30件
③成年後見制度利用促進機能				
③-1	受任調整会議による成年後見人等候補者の調整	受任調整の実施		
③-2	市民後見人名簿登録者のスキルアップ研修の実施	4回	4回	4回
③-3	日常生活自立支援事業との連絡調整	定期的な連絡調整		
④後見人支援機能				
④-1	市民後見人や親族後見人からの相談受付	相談受付		
④-2	市民後見人との定期的な個人面談の実施	個人面談の実施		
<b>施策2 地域連携ネットワークの構築</b>				
⑤「チーム」				
⑤-1	チームに加わる関係者への広報	関係者への広報（パンフレットの配布等）		
⑥「協議会」				
⑥-1	情報共有会議における地域課題の検討	4回	4回	4回
⑥-2	運営委員会における本計画の進捗状況の確認	2回	2回	2回
<b>施策3 成年後見制度の利用支援</b>				
⑦市民後見人の養成及び活用				
⑦-1	市民後見人の養成講座の実施	基礎研修の実施	実践・実務研修の実施	修了者の名簿登録
⑦-2	市民後見人の受任調整	市民後見人の受任調整		
⑧市民後見人の養成及び活用				
⑧-1	報酬費用の助成対象の拡大	報酬費用の助成対象の拡大		
⑧-2	審判申立に係る費用の助成	審判申立に係る費用の助成		
⑨意思決定支援				
⑨-1	意思決定支援をテーマとした研修会の実施	研修会の実施		